

(参考例)

1 指定訪問介護事業所の運営規程の例

(最終改訂2024年3月31日)

●●●● (事業所名) 運営規程 (指定訪問介護)

(事業の目的)

第1条 **法人△△が開設する●●●●(事業所名)(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 指定訪問介護の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ●●●●(事業所名)
- (2) 所在地 香川県〇〇市〇〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 〇〇名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護計画の作成、訪問介護員等に対する技術指導、居宅介護支援事業者に対する必要な情報の提供等を行う。
- (3) 訪問介護員等 〇〇名以上
訪問介護員等は、訪問介護計画にも基づき指定訪問介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員等 〇名以上
事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

コメントの追加 [S1]: この運営規程の例はあくまで参考例であり、記載の仕方やその内容は基準を満たす限り、任意様式で差し支えない。

コメントの追加 [S2]: 各事業所の開設を申請した事業者名(法人)を記載する。

コメントの追加 [S3]: 虐待の防止等の対策を講じる事は令和6年4月1日より義務付けられている。

コメントの追加 [S4]: 建物の一部である場合等は、建物名(ビル名)・階等明記する。

コメントの追加 [S5]: 従業員の「員数」は日々変わってしまうものであるため、居宅基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えない。

(1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び○月○日から○月○日までを除く。

(2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。

(3) サービス提供時間 午前○時から午後○時までとする。

(4) 上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 身体介護に関する内容

(2) 生活援助に関する内容

(3) 通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル未満 ***円

(2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル以上 △△△円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、○○市（島しょ部除く。）、□□郡△△町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員などに対し、虐待の防止のための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した指定訪問介護に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

コメントの追加 [S6]: 営業日・営業時間は利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載する。

コメントの追加 [S7]: ・サービス提供時間は利用者に対するサービス提供が可能な時間を記載する。
・曜日によってサービス提供時間が変わる場合はその曜日ごとに時間を記載する。

コメントの追加 [S8]: 対応可能な体制を確保している場合のみ記載する。

コメントの追加 [S9]: 通院等乗降介助の算定を行う場合のみ記載する。算定しない場合は記載しない。

コメントの追加 [S10]: ・通常の事業の実施地域は利用申込に係る調整の観点から定めるもので、客観的にその区域が特定できるものであること。
・原則的には市町単位で設定することが望ましい。

コメントの追加 [S11]: 虐待の防止に係る措置は、令和6年4月1日より義務化となり必ず「運営規程」に定めておかなければならない事項となっている。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後○か月以内

(2) 継続研修 年●回

2 事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

6 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は**法人△△と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成○年○月○日から施行する。

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

コメントの追加 [S12]: 令和4年4月1日より「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等の規定に基づき「職場におけるハラスメント」の防止のための雇用管理上の措置を講じることが全ての事業所に義務付けられている。

コメントの追加 [S13]: 業務継続計画の策定は、令和6年4月1日より義務付けされている。

コメントの追加 [S14]: 感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じることが、令和6年4月1日より義務付けられている。

コメントの追加 [S15]: 「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」に規定されている。

コメントの追加 [S16]: 運営規程の変更があった場合、変更履歴を残すために附則を付けておく。